

I. 泉佐野市の歴史文化資源の保存・活用の推進体制

I-1 歴史文化資源の保存・活用の推進体制の現状

歴史文化資源の保存・活用は、文化財保護課をはじめ市民や府内関係課、各関連機関等が連携しながら実施している。各関連機関の体制及び業務・取組内容は、下表のとおりである。

表7-1 歴史文化資源の保存・活用の推進に関する各関連機関等（令和2年8月現在）

	体制等	業務・取組内容等
泉佐野市	文化財保護課 職員 7名 うち 埋蔵文化財の専門職員 4名 民俗文化財の専門職員 1名	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存・活用に関すること ・文化財保護審議会に関すること ・埋蔵文化財の発掘調査に関すること ・収蔵資料の保管・貸出に関すること ・文化的景観保護推進事業に関すること ・重要文化財奥家住宅に関すること ・旧向井家住宅に関すること ・歴史館いずみさのに関すること ・泉佐野ふるさと町屋館（旧新川家住宅）に関すること ・各種行事の企画・開催に関すること
	政策推進課（職員 21名）	<ul style="list-style-type: none"> ・市政全般の企画、調査及び総合調整に関すること
	まちの活性課（職員 13名）	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興、観光振興に関すること
	都市計画課（職員 9名）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画に関すること
	農林水産課（職員 15名）	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に関すること
	学校教育課（職員 31名）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に関すること
	生涯学習課（職員 9名）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関すること
文化財施設	歴史館いずみさの 管理者：公益財団法人大阪府文化財センター 職員 7名 うち 埋蔵文化財の専門職員 1名 古文書の専門職員 2名 文化財の専門職員 1名	<ul style="list-style-type: none"> ・泉佐野市の歴史や文化に関わる展示 ・日根荘をテーマにした常設展示 ・企画展や特別展、イベント、講座等の開催 ・地域の歴史や民俗の資料、郷土出身の画家の作品、荘園に関わる貴重な資料等の収集
	泉佐野ふるさと町屋館（旧新川家住宅） 管理者：NPO法人泉州佐野にぎわい本舗 職員 2名/日	<ul style="list-style-type: none"> ・泉佐野ふるさと町屋館の管理運営
	旧向井家住宅 管理者：かやぶき保存会 職員 11名	<ul style="list-style-type: none"> ・旧向井家住宅の管理運営

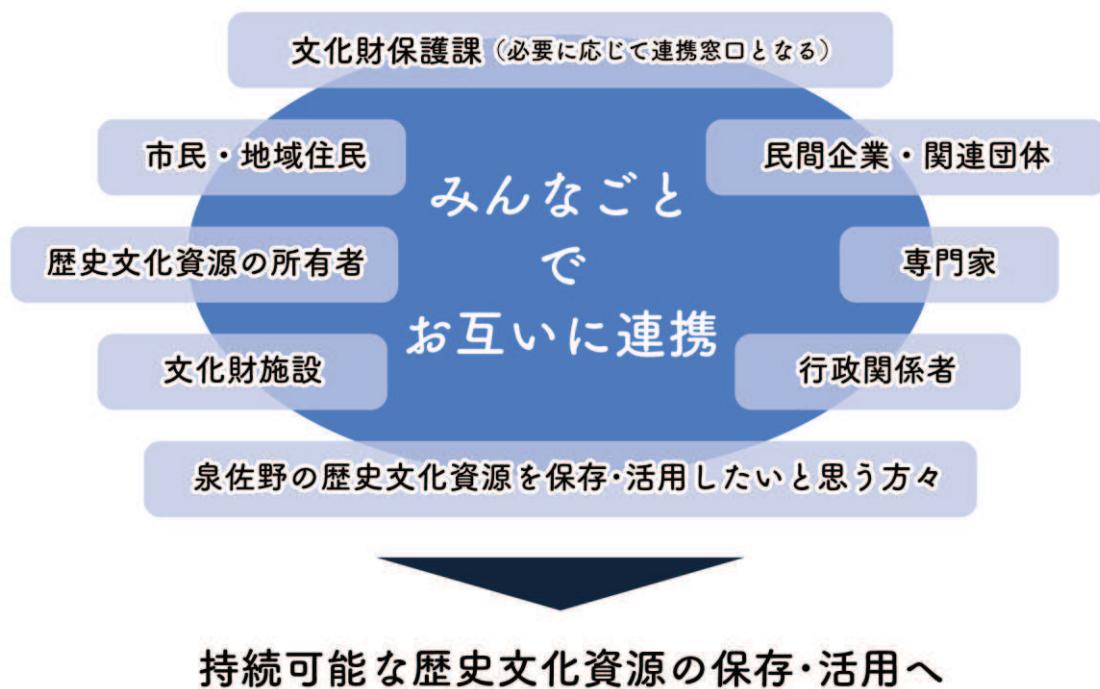
	体制等	業務・取組内容等
泉佐野市文化財保護審議会	<p>委員 7 名 専門家：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財(古文書) ・史跡・埋蔵文化財(考古) ・名勝(景観) ・有形文化財(古文書・近世歴史資料) ・有形文化財(建造物) ・民俗文化財 ・有形文化財(美術工芸品) ・有形文化財(建造物・近代化遺産) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財その他の歴史資料の保存及び活用についての重要事項の調査審議に関する事務
日本遺産関連協議会	日本遺産日根荘推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産日根荘に係る各種事業の推進(泉佐野市単独認定)
	葛城修験日本遺産活用推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産葛城修験に係る各種事業の推進(和歌山、大阪、奈良 19 市町の連携)
	北前船日本遺産推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産北前船に係る各種事業の推進(各道府県 48 市町の連携)
その他民間団体等	一般社団法人泉佐野シティプロモーション推進協議会 (観光地域づくり候補法人 (候補 DMO))	<ul style="list-style-type: none"> ・MICE 誘致事業 ・旅行事業 ・Civic Mall 事業 ・観光まちづくり事業
	泉佐野市観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・泉佐野市の観光振興に資する各種イベントの開催及び市民団体等が開催する催事への支援
	泉佐野市観光ボランティア協会	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ボランティアガイドの実施や自主イベントの開催等
	NPO 法人 泉州佐野にぎわい本舗	<ul style="list-style-type: none"> ・泉州の歴史・文化の再発見、啓発普及活動 ・熊野古道、紀州街道などの散策道の保存・復元事業 ・古民家・町並み保存と活用ネットワーク事業 ・江戸の風情・佐野町場旧新川家住宅の指定管理者 ・観光を活性化させる活動と事業
	泉州タオル館指定管理者 (大阪タオル工業組合)	<ul style="list-style-type: none"> ・泉佐野市の地場産業を代表する「タオル」をはじめとするあらゆる繊維製品の製造に携わる産業の振興及び支援
	一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューロ (観光地域づくり候補法人 (候補 DMO))	<ul style="list-style-type: none"> ・泉州地域における、風土及び文化が育んだ食材及び料理、豊かで美しい自然並びに多彩な伝統及び文化を活かした観光振興に関する事業
	バリュー・リノベーションズ・さの	<ul style="list-style-type: none"> ・泉佐野市の中心市街地である南海泉佐野駅周辺での再生・活性化(行政と商店街をはじめとする関係者との橋渡しを行い、官民連携による効果的なまちづくりを推進)

	体制等	業務・取組内容等
協定等	歴史的ご縁が結ぶ地域産業活性化協力協定 (秋田県にかほ市・鹿児島県大崎町)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の活性化やふるさと納税に関する相互協力 <p>※協定内容：歴史的なつながりを大切にするため、また、地域産業の活性化やふるさと納税に関する相互協力に関する位置付けを明確にすることにより、互いのアイデアも持ち寄り共に発展を目指すもの。</p>
	ふるさと逸品協定 (鹿児島県大崎町、奈良県田原本町、福島県棚倉町)	<ul style="list-style-type: none"> ・相互のまちの逸品について地域から広く発信 <p>※協定内容：相互のまちの逸品を位置づけ、相互のまちの逸品について地域から広く発信するもの。また、互恵の立場で逸品に関するあらゆる交流を積極的に推進するもの。</p>
	特産品相互取扱協定 (栃木県佐野市、和歌山県紀の川市、奈良県葛城市、沖縄県石垣市、岩手県大船渡市、大阪府柏原市、兵庫県淡路市、高知県宿毛市、岐阜県美濃加茂市、徳島県阿南市、香川県坂出市、大阪府守口市、京都府京田辺市、福島県相馬市、北海道登別市、茨城県行方市、長崎県五島市、滋賀県栗東市、大阪府松原市、石川県加賀市、千葉県成田市、神奈川県茅ヶ崎市、静岡県裾野市、宮崎県都城市、熊本県宇土市、岡山県美作市、愛媛県東温市、東京都稻都市、三重県龜山市、佐賀県武雄市、福井県敦賀市、愛知県尾張旭市、山口県柳井市、島根県雲南広域連合、埼玉県本庄市、山形県南陽市、新潟県小千谷市、青森県弘前市、鹿児島県阿久根市、秋田県大館市、鳥取県境港市、大分県佐伯市、富山県射水市、山梨県甲州市、長野県佐久市、大阪府高槻市、宮城県白石市)	<ul style="list-style-type: none"> ・相互の特産品に関する情報発信 <p>※協定内容：相互に地場特産品を取り扱うことの位置付けを明確にし、互いの自治体で行うイベントでのPRなど情報発信を行うもの</p>

I-2 歴史文化資源の保存・活用の推進体制整備の方針

これまでの歴史文化資源の継承について、行政は主として指定等文化財のみに関わり、それ以外の歴史文化資源は地域住民に委ねられてきた。しかし、人口減少・流出や都市化、ライフスタイルの変化などにより、これまで通りの歴史文化資源の継承は困難になりつつある。

歴史文化資源を持続可能な形で保存・活用していくためには、歴史文化資源の保存・活用を「みんなごと」として捉え、多様な主体によって様々な活動が生まれる環境になることが求められる。そのためには、文化財保護課だけではなく、市民や地域住民、民間企業、関係団体、行政関係者などが互いに連携しあう体制の構築が求められる。この連携体制を構築するために、事業実施にあたっては、下記の連携方針のもと実施する。なお、連携推進にあたっては、文化財保護課が必要に応じて連携窓口となり、円滑に事業が進むように支援する。



方針(1) 多様な主体の参加・協働

地域住民だけでなく、市民活動団体や大学、企業、観光客などの参加・協働を進めるために、地域の歴史文化を活かしたイベント、個別の文化財の計画検討への住民の参加などを通じて、地域の歴史文化への愛着の醸成を図り、歴史文化の保存・活用への参加のきっかけを作る。

方針(2) 庁内の体制強化、及び他自治体との連携強化

歴史文化に関する把握、保存・活用、市民との連携などをマネジメントしていく専門人材の育成や、人員の充実を進めるために、歴史文化資源の保存・活用の推進には、教育委員会だけでなく、都市計画や観光、商工業・農業等の関係部局との連携強化を進める。また、歴史文化資源は本市内にとどまらず、他自治体の歴史文化資源とも歴史的関連を持つものもあるため、他自治体との連携強化も進める。

方針(3) 防犯・防災体制の強化

持続可能な歴史文化資源の保存・活用を進めるためには、災害や盗難等による毀損や滅失はあってはならない。歴史文化資源は市内に多数分布しており、災害等による被害を防ぐには、地域一体での予防対策や迅速な対応がより一層求められるため、歴史文化資源の所有者のみならず地域や行政との連携による防止対策を進める必要がある。そのため、平常時、発災時、復興期といった各段階を踏まえた対応と体制づくりを進める。

表7-2 防犯・防災対策の対応と体制

	平常時	発災時	復興期
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・防災体制の構築 ・防犯・防災設備の整備・点検 ・防犯・防災意識の向上 ・防犯・防災訓練の実施 ・定期的な巡回等の実施 ・発災時の緊急対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難等緊急対応 ・消火等応急措置 ・被災状況等の確認 ・被災した歴史文化資源の保全・保管 ・文化財レスキュー ・災害情報の収集・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・修繕等の実施 ・地域や行政等と一緒にした保存・活用
体制			